

富山市充電インフラ導入支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、富山市補助金等交付規則（平成17年富山市規則第36号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、富山市充電インフラ導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 充電設備 電気自動車（搭載された電池によって駆動される電動機のみを原動機とし、内燃機関を併用しない検査済自動車（道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第60条第1項の規定による自動車検査済証の交付を受けた同法第2条第2項に規定する自動車をいう。以下同じ。）及びプラグインハイブリッド自動車（搭載された電池によって駆動される電動機と内燃機関を原動機として併用し、かつ、外部からの充電が可能な検査済自動車をいう。）（以下「電気自動車等」という。）に充電するための設備であって、次に掲げるもの

ア 急速充電設備 電源から充電用の直流電力を作り出す電源装置及び電気自動車等に搭載された電池への充電を制御する機能を有する、一基当たりの定格出力が10キロワット以上であって、充電コネクタ、充電ケーブルその他の充電設備の使用に必要な装備を備えたもの

イ 普通充電設備 漏電遮断機能及びコントロールパイロット機能を有する、一基当たりの定格出力が10キロワット未満の設備であって、充電コネクタ、充電ケーブルその他の充電設備の使用に必要な装備を備えたもの

ウ 蓄電池付急速充電設備 主として電気自動車等の充電のために蓄電する電池を備えた、一基当たりの定格出力が50キロワット以上の急速充電設備であって、充電コネクタ、充電ケーブルその他の充電設備の使用に必要な装備を備えたもの

エ 充電用コンセント 電気自動車等に附属する充電ケーブルを接続する 200 ボルト対応の電気自動車等専用のプラグの差込口

オ 充電用コンセントスタンド 充電用コンセントを装備する盤状又は筒状の筐体

(2) 国補助金 一般社団法人次世代自動車振興センターが経済産業省の補助を受けて交付するクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金

(3) 県補助金 富山県が交付する富山県充電インフラ導入支援事業費補助金

(補助金の交付)

第 3 条 市長は、電気自動車等の普及を促進し、地球温暖化を防止するため充電設備設置事業を行う者に対し、予算の範囲内で、補助金を交付する。

(補助対象者)

第 4 条 補助金の交付対象となる者は、国補助金及び県補助金の額の確定の通知を受けた個人又は法人（国、県及び独立行政法人を除く。）であって、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 市内に 1 年以上住所又は事務所若しくは事業所を有すること。

(2) 市税を滞納していないこと。

(3) 市が実施する「チームとやまし」に登録していること。

(4) 富山市暴力団排除条例（平成 24 年富山市条例第 13 号）第 2 条に規定する暴力団若しくは暴力団員でないこと、又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有していないこと。

2 補助金の交付を受けようとするリース事業者（リース契約に基づき、充電設備を借主に貸し渡すことを業とする者をいう。）は、前項各号に掲げる要件の全てを満たす者とリース契約を締結しなければならない。

(補助対象経費)

第 5 条 補助金の交付対象となる経費は、次に掲げる要件を満たす充電設備の購入に要する経費（設備の設置工事に要する経費を除く。）のうち、県補助金の補助対象として認められたものとする。

(1) 設置に係る事業が、国補助金の対象事業のうち「高速道路 S A ・ P

A 及び道の駅等への充電設備設置事業（経路充電）」又は「商業施設及び宿泊施設等への充電設備設置事業（目的地充電）」であって、国補助金及び県補助金の交付決定を受けているものであること。

(2) 新規に購入する充電設備（中古品及び新古品を除く。）であって、市内に設置されるものであること。

(3) 他の同種の補助金（国補助金及び県補助金を除く。）の交付を重複して受けるものでないこと。

（補助率等）

第 6 条 補助金の補助率及び補助上限額は次のとおりとし、補助金の額は、県補助金における県補助金の補助対象として認められたものから国補助金の確定額及び県補助金の確定額を除いた額又は県補助金の確定額に補助率を乗じて得た額のいずれか少ない額とする。この場合において、当該補助金の額に 1, 0 0 0 円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

補助率	補助上限額
2 分の 1	7 5 万円

（補助金の交付申請）

第 7 条 補助金の交付を受けようとする者は、別に市長が定める期限までに、富山市充電インフラ導入支援事業費補助金交付申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 国補助金及び県補助金の交付決定通知書及び補助金の額の確定通知書の写し

(2) 充電設備の概要が分かる書類（充電設備を設置する施設の概要が確認できる書類、地図、写真等を含む。）

(3) 法人にあつては、現在事項全部証明書又は履歴事項全部証明書（発行後 3 月以内のものに限る。）

(4) 個人にあつては、次に掲げる書類のいずれか

ア 運転免許証の写し

イ 住民票（発行後 3 月以内のものに限る。）

ウ 印鑑登録証明書（発行後 3 月以内のものに限る。）

エ 個人番号カードの表面の写し

(5) 市税を滞納していないことを証する書類

(6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

(交付の決定等)

第 8 条 規則第 19 条の規定により、規則第 5 条の交付の決定及び規則第 13 条の額の確定の手続を併合するものとする。

2 前項の規定により併合した規則第 5 条第 3 項及び規則第 13 条の通知は、富山市充電インフラ導入支援事業費補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第 2 号）により行うものとする。

(細則)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 7 月 15 日から施行する。